

Loss Prevention Circular

ニュージーランド - 生物付着リスクの管理

こちらは、英文記事「[New Zealand - management of biofouling risk](#)」
(2016年1月29日付)の和訳です。

ニュージーランド当局は先頃、ある Gard 加入船に対し、ニュージーランドの海洋環境に害を及ぼす生物が船体に付着している疑いがあるという理由で、直ちに領海外に移動するよう命じました。



生物付着¹は、バラスト水と並び、水生侵入生物種が拡散する大きな原因となっていることが国際的に認知されています。ニュージーランドにおいても、2014年5月、第一次産業省 (MPI) がニュージーランドの諸港に入港する船舶による生物付着リスクに対処するための Craft Risk Management Standard (CRMS) を公表しました。CRMS は2018年5月15日に発効する予定ですが、それまでの間、自主的に遵守することが奨励されています。

ただし、MPI は、CRMS が発効していない現時点においても、船体に付着した海洋生物がバイオセキュリティ上重大なリスクになるとみなされる場合には、当該船舶の船主に対して具体的な措置を講じることを命じることができます。

最近の事例

先頃、ある Gard 加入船が、ニュージーランドの領海外に直ちに移動するよう命じられました。これは、1993年バイオセキュリティ法 ([Biosecurity Act 1993](#)) 第33条1項b号に基づいて発令されたものですが、そこには次のように規定されています。「ニュージーランド領海外からニュージーランド領海内に入域する船舶に危険性のある物が積載されているか、またはその外板に付着している場合、監察官は、船長又はその他の船舶責任者に対し … (b)ニュージーランドの領海外に当該船舶を (直ちに、又は監察官が定める期間内に) 移動するよう命じることができる」

その船舶は、ニュージーランド領海に入域する前に、メラネシア諸島のある島の沖合に長期間錨泊していました。当該船舶がオークランド港でアライバルノーティスを提出したところ、MPI から、停泊時に船体付着物に対する管理・低減措置を講じたことを示す証拠の提示を求められました。

その船舶から提出された書類には、停泊時に船体の洗浄や防汚措置が施されたことを示す証拠は含まれていなかったようであり、それを MPI が受けて、MPI は同船が生物付着リスクを適切に管理することを怠ったと判断し、ニュージーランド領海において損害を与える可能性のある生物が船体に付着していると推測するに足る合理的な根拠があると主張しました。この加入船は当初、生物付着リスクを測定することができるまでニュージーランドの領海内に錨泊することを認められていました。しかし、船体からサンプルを採取して分析するのに数日を要することが明らかになった時点で、MPI の監察官は、そのまま錨泊させては潜在リスクが高すぎると判断し、その船舶に対して、領海外に直ちに移動することと、「船体に生物が付着していない」ことを証明できるまでそこに留まることを命じました。

最終的に、当該加入船は同国領海に再入域することを認められました。しかし、MPI から罰金こそ課されなかったものの、潜水夫の雇用や船体の洗浄の費用や遅延損害は相当な額にのぼりました。

生物付着に関するニュージーランドの新たな規制

ニュージーランドは他に類を見ない素晴らしい自然と海洋環境で知られていることから、国境のセキュリティにおいても、従来からバイオセキュリティに重点が置かれてきました。ニュージーランドに向

¹ 船体汚損とも呼ばれる生物付着は、IMO により、「水環境中に浸されている、又は晒されている表面や構造物上に形成される微生物や動植物等の水生生物の堆積」と定義されています。

かうすべての船舶（商船、遊覧船、オイルリグ等を含む）は、同国の環境、経済、国民を輸入病害虫と輸入感染症から守るため、入港前/入港時にいくつかの要件に適合しなければなりません。

2018年5月15日に発効予定の生物付着に関する CRMS は、同国の領海以外から出航し、同国領海内に錨泊、着棧、接岸するあらゆる船舶に適用されます。以下は、その新たな規制を要約したものです。

- 「船体に生物が付着していない」状態で到着することを船舶に義務付けています——「生物が付着していない」とは粘液層を別にして全く生物が付着していないことを意味します。ただし、例外的に、正規の港にしか入港しない入出港時間の短い船舶の場合には少量の生物付着があっても許されます。
- 生物付着の適切な管理方法として、a) 入港前の洗浄（ニュージーランドに到着する 30 日前未満又は到着後 24 時間以内実施）、b) 決議 MEPC.207(62) における船舶の生物付着の管理に関する IMO ガイドラインのベストプラクティスを用いた継続的な保守、または、c) 承認された処理を施す、という 3 つの選択肢を設けています。
- 到着時に提出しなければならない一般的情報のほか、同国の領海内で損害を与える可能性のある生物が船体に付着していると推測するに足る合理的根拠がある場合に提出しなければならない情報を列挙しています。

CRMS に添付された指針書「[Guidance Document for the Craft Risk Management Standard – Biofouling on Vessels Arriving to New Zealand](#)」は、2018 年以降、ニュージーランド国境において上記の要件がどのように運用されるかについての記載があります。現時点ではまだ草稿段階であり、発効までにさらに練り直されることになると思われます。

推奨事項

ニュージーランドの諸港への寄港に際して、不要な遅延リスクや船体洗浄等にかかる追加費用が発生しないように、以下を実施されることを推奨いたします。

- 2018 年 5 月 15 日に先だって、この CRMS の生物付着の要件を十分に把握すること。MPI の「[Advice to shipping: New Zealand's new biofouling requirements](#)（海運業者に対する助言：ニュージーランドの生物付着に関する新要件）」も関係船舶に配布しておくとい良いでしょう。
- 船内に備えている現行手順書（生物付着管理計画等）を、ニュージーランドのバイオセキュリティー関連法令に適合するように見直し、更新すること。MPI は、CRMS の発効前であっても、深刻な生物付着が認められる場合には、1993 年バイオセキュリティー法に基づいて措置を講じるものとみられます。
- 生物付着リスクを適切に管理していることを MPI の監察官に対して立証できるように、船内にその証拠を備え置くこと。

なお、決議 MEPC.207(62)における船舶の生物付着管理に関する IMO ガイドラインに従ってベストプラクティスを遵守すること自体が新たな CRMS の要件に適合すると考えられることから、多くの船舶は既に CRMS に適合している可能性があります。

ニュージーランドに入港する船舶に対する、現行と将来のバイオセキュリティー要件に関する詳細情報は、MPI のウェブサイト「[Standards and Regulations concerning Sea Craft \(Vessels\)](#)」に記載されています。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。